

2026年3月31日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター**企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見**

貴委員会から2026年2月27日に公表されました企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）等（以下、公表された複数の公開草案を合わせて「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

**質問1（金融資産の消滅の認識要件に関する質問）**

金融商品会計基準案等における金融資産の消滅の認識要件に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

基本的には、同意します。ただし、以下についてご検討ください。

**【意見】**

金融商品会計基準案において、一時的な資金提供を行う者は、特別目的会社に対する投資者等には該当しない旨が記載されています。実務において、特別目的会社の借入期間が、保有する資産の償還日までの期間よりも著しく短い期間となる場合も鑑み、「一時的な資金提供」の考えを明確にすることが必要と考えられます。

**（理由）**

金融商品会計基準案 58-3 において、「20XX 年改正前の本会計基準(注 4)の趣旨は、譲受人が一定の要件を充たした特別目的会社の場合には、（中略）特別目的会社が発行する証券の保有者の観点から、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求めるものと考えられる」と記載されています。その上で、「譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はない」と考え、「特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととした」とされています。

一方、「「事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れ（例えば、証券を完売するまでの借入れ、又は特別目的会社に対する投資者等への配当、利払い及び償還等のための借入れ）を行う場合」（金融商品実務指針第 35 項④）における特別目的会社に対する融資者は、一時的な資金提供を行う者であることから、特別目的会社に対する投資者等には該当しないと考えられる」とされ、一時的な資金提供を行う者は、特別目的会社に対する投資者等には該当しない旨が記載されています。

ここで、特別目的会社を用いた証券化において、特別目的会社が保有する資産の償還日までの期間よりも著しく短い期間での資金調達が行われる場合があります。例えば、特別目的会社が保有する資産の償還日までの期間が 10 年であるのに対し、リファイナンスを繰り返すことを前提に、特別目的会社に資産を譲渡した会社等以外の第三者からの流動性補完の措置と合わせて、弁

済日までの期間を 3 ヶ月とした短期資金で資金調達を行う場合があります。この時、短期資金の弁済日に合わせて新たな短期資金提供者を募集し、資産の償還までの期間を通じて 3 ヶ月毎のリファイナンスを繰り返すことから、資産の償還日までの期間である 10 年間を通じた資金調達は、3 ヶ月の短期資金での調達の累積からなります。このような証券化では、資産の償還日までの期間を通じた 3 ヶ月毎の短期資金の提供者を総体として考えると、総体としての短期資金の提供者に譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローの大半を帰属させることを目的としています。このような短い期間での資金調達が借入れで行われた場合、融資提供者は、個々の融資提供期間が短期間であることをもって、一時的な資金提供を行う者に該当する（特別目的会社に対する投資者等には該当しない）と判断されるのか、もしくは、総体としての短期資金の提供者に譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローの大半が帰属する点を鑑み、一時的な資金提供を行う者に該当しない（特別目的会社に対する投資者等に該当する）と考えるのが明確ではないと考えます。

この点、金融商品会計基準案 58-3 に記載されている、特別目的会社の事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するために一時的な資金提供を行う者は、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができないと考え、特別目的会社に対する投資者等には該当しないと整理されたと理解しています。一方で、前述の特別目的会社が保有する資産の償還日までの期間よりも著しく短い期間での資金調達が行われる場合には、資産の償還日までの期間を通じた短期資金の提供者を総体として考えると、総体としての短期資金提供者が譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができると考えられます。このため、このような場合の短期資金提供者による融資提供は、個々の融資提供期間は短期間であるものの、一時的な資金提供とは考えず、融資提供者は特別目的会社に対する投資者等に該当すると理解しています。このように、「一時的な資金提供」の考えが金融商品会計基準案において明確ではないため、明確にすることが必要と考えられます。

#### 質問 2（金融商品会計基準案等の適用時期等に関する質問）

金融商品会計基準案等の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

#### 質問 3（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する質問）

企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

#### 質問 4（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

該当事項はありません。

以 上